

令和3年6月9日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中島	知子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	橋本	妙子
建	設	山口	英二
教	育	原	信也
総	務	秋山	勲
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
企	画	馬場	浩義
定	住	高巢	雅彦
観	光	荒川	真美
企	業	橋本	秀樹
健	康	坂田	智子
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
第	一	木村	孝
学	校	郷田	純一

議事日程第4号

令和3年6月9日(水) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 萩 尾 洋 議員
- 2 田 中 栄 一 議員
- 3 橋 本 正 敏 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。本日も一般質問、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。萩尾洋議員、田中栄一議員、橋本正敏議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程に先立ち、牛島孝之議員より発言の申出がっておりますので、これを許します。

○10番(牛島孝之君)

貴重な時間をお借りしまして、私の昨日の一般質問の発言の中に「発言取消」という言葉を申し上げておりましたけれども、実際動いておりましたので、この件については取消しをよろしくお願い申し上げます。

○議長(角田恵一君)

お諮りいたします。ただいまの発言の取消しについては、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、取消しがありました発言につきましては、会議規則第62条に基づき、議事録より削除いたします。

引き続き、学校教育課長より発言の申出がおりますので、これを許します。

○学校教育課長（郷田純一君）

おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

昨日の松崎辰義議員の一般質問におきましてお尋ねがありました八女市立学校再編整備基本構想の標準的な学校規模、12学級から18学級という記述の法的根拠につきまして、改めて御説明させていただきます。

法的根拠といたしましては、学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特段の事情のあるときは、この限りではない。」と規定され、また、第79条において中学校についても当該規定が準用されております。よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。11番萩尾洋議員の質問を許します。

○11番（萩尾 洋君）

皆さんおはようございます。最終日の第一発目ということで、いつになく緊張しておりますが、時間をいっぱい使って質問させていただきたいと思っております。

本日は2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は治水対策、ここ3年連続、豪雨災害に見舞われて、水害等々が発生して、中山間部では土砂災害等々が発生しております。3年前は四十数件、2年前が100件、昨年が150件余り、だんだん増えてきております。八女市全体が豪雨によってずたずたにされるんじゃないかと危惧しております。

そこで、現在までの治水対策はどのようなことをやっておられたのか、今後の治水対策の方向性をお伺いしたいと思います。

2点目は学校教育について、皆さんのお手元資料にあると思いますが、校則とはということで簡潔に書いてありますが、それを基準に各学校では校則を決められていると思っております。

しかし、ある学校では、これは校則だから、これも校則だからといって、やや生徒を校則で拘束しているような状況さえあると伺っております。これは生徒が伸び伸びと学校生活を送る中で、校則で生徒を縛りつけるということはあってはならないと思っておりますので、その辺のところも詳しく聞いていきたいと思っております。

あとは一般質問席にて随時質問させていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、治水対策について、治水対策の現状はというお尋ねでございます。

本市におきましては、平成30年から3年続けて、大雨特別警報が発令され、甚大な災害が発生している状況にあります。現在、河川の氾濫や道路の冠水対策として、河川護岸の整備や堆積土砂のしゅんせつ、河川内の支障木の伐採を行い、流下能力向上に努めているとともに、被災箇所への復旧工事を進めているところでございます。

次に、今後の治水対策の方向性はというお尋ねでございます。

市では昨年度、浸水対策を目的として、福島校区及び長峰校区で河川の現状や浸水状況について調査を実施したところであります。今後は調査結果を基に治水対策の方針を決定し、順次対策工事を実施していきたいと考えております。

一方で、近年の集中豪雨に対しては、市管理河川の整備だけでは治水が難しい状況にあります。昨年、国、県が管理する河川やダムを含めた流域治水という考え方が出されており、今まで以上に国、県、流域市町などの関係機関と連携を図りながら、治水対策を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

おはようございます。11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

2、学校教育について、(1)校則とはどのようなお尋ねでございます。

校則とは、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められた学校の規則です。

次に、(2)校則は誰のためにあるのかというお尋ねです。

校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長するための行動の指針としてあることから、児童生徒のためにあるものであると考えております。

次に、(3)校則で生徒を拘束してはいないかというお尋ねです。

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていくことが重要であると考えております。

最後に、(4)生徒が伸び伸びと学校生活を送るためにはというお尋ねです。

児童生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守るようになるためには、判例において、校則を制定する権限は校長にあるとされているものの、児童会、生徒会、学級会などの場を通して児童生徒に主体的に考えさせる機会を設け、その結果、出された校則案を職員会議で検討するなど、児童生徒の主体性を培うような指導の工夫が大切であると考えております。

す。

以上、御答弁申し上げます。

○11番（萩尾 洋君）

今、御答弁いただきましたけど、河川護岸の整備とか、河川のしゅんせつ、河川内の支障木の伐採等を行ってきたということですが、今まで全体的な割合から何%ぐらい管理をしているんですか。例えば、平成24年、九州北部豪雨災害でかなりの打撃を受けました。貴い1名の命が奪われましたけど、その後、いろんな調査等をやってこられたと思うんですよね。あそこはこうしなくちゃいけないとか、その辺のところを県とか国と話し合いをされて、土砂災害とか護岸が壊れたところとか、それは工事でやってきてあると思うんですが、例えば、この河川はしゅんせつせないかんとか、そういったことが分かってしゅんせつとか支障木の伐採をやってこられたと思うんですよね。それが100%として、そのうちしゅんせつとか支障木の伐採とかが終わったのはどれぐらいか、ちょっと教えてください。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

実際の箇所数につきましては、各行政区からの要望、また区長さん等との話し合いで決まっております。令和3年度は八女市全体で護岸整備を約80か所、しゅんせつ、伐採につきましては約30か所を予定しております。そして、これは要望書の件数なんですけど、河川につきましては、令和2年度が八女市全体で55か所出しております。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、今のところ河川に対しては、最終的な令和2年度の箇所数を今からやっていくと、そういう捉え方でいいんですか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

今、私が持っている資料には、平成23年度から令和2年度までの河川の要望書の件数なんですけど、八女市全体で755か所上がっております。それを順次工事して、行政区と話し合いながら優先順位をつけて工事をしていっています。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、護岸整備80か所、河川のしゅんせつ、支障木の伐採が30か所ということであれば、755件のうちこれだけ済んだということで捉えていいんですかね。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

この要望箇所につきましては、単年度で終わるものもあれば、3年、4年とかかる箇所もございます。それで、どんどん要望箇所が積み上がっていています。大体それで感覚的には約200か所はまだ積み残しがあると思います。

以上です。

○11番（萩尾 洋君）

先ほど治水対策の方向性ということで、昨年度、浸水対策を目的として福島校区及び長峰校区で河川の現状や浸水状況についての調査を実施したということを書いておりますが、岡山校区も3年連続、浸水被害に遭っているんですね。その辺の調査はされないのでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

岡山校区につきましては、当然調査を行っておりますけれども、昨年、また令和元年、浸水した原因といたしまして、やはり山ノ井川の氾濫が原因と考えております。山ノ井川につきましては、当然、県管理河川になっておりますので、県のほうに要望、申達を上げている状況でございます。

○11番（萩尾 洋君）

県のほうに要望とかやってあるということですが、県からの返答はどのような返答が来ているのでしょうか。早急にやる必要があると思うんですね。今、梅雨の中休みで非常に蒸し暑い日々が続いていますが、梅雨末期、また今までのような豪雨、ゲリラ豪雨が発生すれば、また同じような浸水被害が起こると思います。それに対して県はどのようなことを言っているか、ちょっとお聞かせ願えませんか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

県の回答としましては、山ノ井川改修整備計画を今作成していただいておりますけれども、当然、河川の工事といいますのは、下流からの工事が基本でございます。その中で八女市に来るのがいつになるのか、そういう話になるとは思いますけれども、今やれることとしまして、当然、梅雨前のしゅんせつ、支障木の伐採等には力を入れていただき、越水した箇所等につきましては土のうを積んだりということで応急対応をしていただいているところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

一昨年、令和元年、山ノ井川沿いに10軒余りの造成地、建設用地ができたんですが——令和元年でしたかね。もう土地自体は売れたんですが、そこが全部浸かっちゃったんですね。買った人はどうするんだろうと思っていましたが、昨年夏過ぎぐらいからほとんど家が建っ

て埋まってしまいました。その辺のところの浸水の防御はなされたのかなと思っておりますが、これは別として、そのときに元県議の方が山ノ井川の河川改修が始まりますよと、それも筑後川下流から始めるそうですということを聞きました。何十年かかるんだと、私が生きとるうちにはこれはできないよと思ったこともあります。以前、私、平成24年の北部豪雨災害の後、調整池をどうか造ってくれということを再三、要望まではいかないけど、そういう話をしてきたと思います。ちょっと南の花宗川には1つ、もう2つ目の調整池ができていると思うんですが、そこは下流がやられたからあそこに調整池を造ったという話を聞きました。下流はどの辺が浸水したんですか。八女市ですか、筑後市ですか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

花宗川の浸水につきましては、基本的に大木町付近がどうしても河川断面が取れてなく、非常に狭い箇所がございます、大木町のほうがかなり浸水被害を受けたという状況でございます。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、大木町のほうが浸水被害を受けたから、八女市域の中に調整池を造ったということで捉えていいんですかね。

○建設課長（轟 研作君）

当然、浸水地域を軽減させるということで調整池、調節池を設けましたけれども、先ほど市長の答弁もございましたとおり、今、国、県、流域全体でそういった治水対策を行っていききたいということで考えておまして、たまたま八女市の花宗川沿いは浸水等ございませんでしたけれども、近年、雨の降り方が大変大きく変わって、今後、今まで以上の雨が降ることも予想されますので、そういったことも踏まえて、今1か所、立野付近に造っておりますけれども、もう一つ下流に、今、前古賀のほうにも調整池を工事中でございます。

○11番（萩尾 洋君）

浸水対策というのは調整池をはじめ、遊水路とか、逃がす川を造るとかというのが主流だと思いますが、遊水路は非常に金がかかるみたいですね。なるべくコストを抑えてやっていただきたいと思っております。

それで、先月十何日、木曜日、大雨が降ったとき、長峰校区がまた浸水したという話を聞きました。今、あそこの国道3号の下の暗渠が非常に狭いからちょっと広げるという工事を国のほうがやってあると思うんですが、あそこがあげん広がって流れが非常によくなった場合、また、岩崎にしろ、蒲原、亀甲、室岡にしろ、大きな被害が出ると思います。その対策として何かお考えかどうか、お聞きします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

おっしゃられるとおり、今国道3号、吉田交差点、横断部分の工事中でございますけれども、今現場を見てもらったら分かると思いますけど、相当大きなボックスを今、設置中でございます。当然下流の方は心配されると思います。そこも含めて昨年から検討を始めまして、いろいろなバイパス案であったり、河川の拡幅であったり計画をしましたが、やはりその流れ先というのが山ノ井川になります。山ノ井川がどうしてもはけないことには、市の管理河川を幾ら整備しても、要するに流れないということで、今、先ほどからお話が出ておりますとおり、国道3号を横断したところ付近に、今調節池の検討を行っているところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

調整池が早く進むことを願っております。それと、できれば、今の時期はしゅんせつとかとてもできないと思いますので、大量の雨が降らないことを祈るしかないのかなと思っています。

それと、この資料の中にあるんですが、調整池の設置は今、お話を聞きました。熊本の球磨川も氾濫して甚大な被害が起きています。球磨川では今、熊本県では田んぼダム効果を検証する委員会が開かれたと。田んぼダムは水田の排水、水堰板を設置して水田に雨水をためることで川への流れ込みを抑えるという仕組み。熊本県では田んぼダムの実証実験を進めていて、その効果などを客観的に評価する専門家などをつくる検証委員会を設置したと。田んぼダム2か所を視察して、このうち1か所は遠隔操作で自動的に給排水できるスマート田んぼダムを導入して、県の担当者がタブレット端末を使って操作を説明したと。これは実証実験ですから、これが機能的に動くかどうかはまだ、未知の世界でしょうけど。

それと久留米市も、バイパスのゆめタウン通りが2連続でしたかね、あそこも浸水したと。久留米市は久留米大学の商学部、御井町にあります、あそこのグラウンドの地下にそういう、ためます調整池じゃないけれども、造るということで、久留米大学も無償で提供するという新聞記事がありました。

調整池を造るには、耕作放棄地がいっぱいあればいいんですけども、やはり農業の方が一生懸命、生活するために耕して、苗を植えて米を作っていることをやっています。久留米方式じゃないんですけど、例えば、福島校区の冠水、以前、新市庁舎建設の説明どおりに駐車場の地下にためるということを言ってありましたが、ちょうど横に福島小学校がありますよね。福島小学校のグラウンドとかにそういうますを造って一時そこにためるとか、そういう対策は考えられないでしょうか、市長。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

地下の貯水槽を確保することについては、今日まで議会の皆さん方にも御説明をさせていただいておりますように、庁舎の地下にということでした。福島小学校の地下に調整池を造るということは、現時点では考えていないところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

また、今後の災害の状況、極めて近年は災害が増加をいたしております。この山ノ井川、今おっしゃるように、国道3号の吉田交差点の導水管、先ほど課長が説明しましたけれども、経が小さいということがありまして、あれを経を大きくしないと吉田、宅間田に冠水が発生するというので、本来はこの導水管は市が造らなければならないことになっております。しかしながら、国と交渉して、導水管も国でやってくれということをお願いして、国にも了解をいただいて、今、国の事業としてあれもやっております。下流も重要な問題でございます。

私は山ノ井川、室岡も非常に冠水する場所でございますし、私も何度か現地に行かせていただきました。今、室岡周辺の岡山小学校の北側辺り、あそこは冠水によくはなるんですけど、そこについてはなかなか梅雨前にしゅんせつをやれないかもしれない。やることは間違いなく県はやると言っていますけれども、私どもはできれば梅雨前をお願いしておりますけれども、ひょっとしたらできないかもしれないということでございます。

全体的に考えてみますと、議員も御承知のように、令和2年度から令和3年度に繰り越した公共土木費は約10億円でございます。契約して翌年に10億円、新年度の予算と10億円の繰り越した予算と両方やらなきゃならない。実は非常に厳しい土木の業界になってきておるわけでございます。そういう中で県もまた非常に事業も多くなっている。なおかつ、公共土木関係の事業者も雇用に非常に苦勞している状況にもございます。したがって、その年に予算措置をした分はできるだけその年に消化をするというのが原則なんです。それがなかなか難しい。数も多い、業者も限られてくる、したがって、今年度みたいに10億円ほどの公共土木事業を繰り越さなきゃいけない。みんな契約は終わっているんです。しかし、事業はこれから、その10億円をやらなきゃいけない。そしたら新年度の予算の公共土木もやらなきゃいかんと。そういう状況に実はございますので、このあたりを何とか解決する方法をできるだけ早く、今、議員おっしゃるように地域で災害が発生した場合に被害をできるだけ抑えるためのことをしっかり考えて取り組んでいかなきゃならないと思っております。今、課長答弁したように、できるだけ現地の状況を把握して対応していかなきゃならんと思っておりますので、その点はひとつ御理解をいただきたいということでもあります。

最後でございますが、議員おっしゃるように、花宗川の調整池につきましては、私も大反対でございました。何で八女市の基幹産業である農地を潰さなきゃならないのか、あれだけの面積を下流のために。しかし、やはり下流はそれなりの被害が発生している、それを何と

か止めるためにはそういう方法しかないのかなという思いももちろんございますけれども、できるだけそういうことは避けるべきだと私は考えておるところでございまして、治水の問題については、八女市は中山間地も広範囲に抱えておりますし、河川の本数も非常に多い、そして、国の管理する河川がほとんどないということでございまして、矢部川も国の河川がありますが、筑后市境から上流は県の管理になっておるわけでございまして、筑後川河川事務所との協議もやっておりますけれども、なかなか八女市に該当するものがないということでございます。もちろん、国土交通省にはそれ以外にも公共土木については協力をいただいておりますので、どうかひとつ御理解をいただきたいと思っております。

できるだけ災害に備える体制を考えていかなきゃならんということは、我々は重々考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○11番（萩尾 洋君）

山ノ井川に流れ込む河川はかなりの本数があると思っております。そこに水田用の井堰とかがいっぱいあると。昔は大雨が降ったらバス板で止めた堰板を外しに農家の人が夜な夜な行っていたと。そこで大きな人身事故が発生しているというのを聞いております。課長とも話したんですが、事前に水位を下げるための施策というのは何かないんでしょうかね。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

事前放流につきましては、流域全体で毎回のように協議に上がっております。今、八女市の中で取り組もうとしておりますところが河川等の事前放流、今から農繁期に入ってきますので、当然堰が、水門が立てられている状態で、通常の河川の7割程度、水がたまっている状況ですけれども、大雨前に水門管理者のほうで事前に水位を下げてくださいという取組を今、始めたところでございます。ただ、どうしても天気予報が空振りに終わったとき、当然、農地の方、水がないと大変心配されるということで、今そこを御理解いただくように水門管理者、区長さんを含めてお願いをしているところでございます。

あと、やはりまだ巻き上げ式であったり、板をはめる堰であったり、その辺も多数ございます。そういうのも調査を行いまして、基本的には自動転倒、水位が上がれば自動で倒れる水門に替えていきたいと考えております。

○11番（萩尾 洋君）

できれば熊本県が検証しているスマート田んぼダム、スマホでもタブレットでも、状況を見ながらそういう水門の開閉ができるというようなやつを何か取り入れられたらいいのかなと。空振りだったら開けなくていい、雨の状況を見ながらスマートフォンかタブレットで開閉できるような、これは何十年か先のお話になるかもしれませんが、そのようなやつができればなと思っています。

それと、山ノ井川にはもう一つ、前津のほうに水を送り込む井堰があるんですね。あれがどうも流れを遮っていると。これは数十年前ぐらいから話があったんですが、井堰もどうにか改良できないかと思っていますが、その辺については県のほうには何か要望かなんかされたんでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

今おっしゃられたように、固定堰がかなり河積を侵しているということで、ネックの一つでもございますけれども、やはり県にも当然要望の中に書かせていただいておりますけれども、固定堰というのは、そこから水を取ってやる方の専用物件ということで、県のほうで勝手に替えることができない。当然、堰の受益者を変更する場合には、受益者の負担金も発生する、そういったいろいろな問題もございます。また、あの水を使ってある方々が前津、筑後市の方々ということで、調整等もかなり難しい問題が残っておりますけれども、当然、最終的にはあそこを何とかしたいということで県と協議を重ねているところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

当面、無理かもしれませんが、善処していただくようによろしく申し上げます。

もう一つ、資料の中に挙げてもらっていますが、河川監視カメラ、水位計の設置ということで、これがリアルタイムで我々のスマートフォンでも見れるというようなカメラだとお聞きしました。これはまだ計画段階でしょうけど、予定としてはどの辺にどれぐらいの監視カメラを設置されるのか、よろしかったらお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長（轟 研作君）

監視カメラにつきましては、今年度、起債事業によりまして設置を考えております。今考えておりますのが、カメラと水位計セットになっているものを3か所設置したいと考えております。設置場所については長峰校区、それから福島校区、それから岡山校区、浸水が発生する原因となる河川付近につけたいと思っておりますけれども、また、カメラにつきましてはつける場合に地権者の承諾等が必要になってきますので、今、その設置箇所については調整中でございますけれども、今年度、3か所設置する予定でございます。

○11番（萩尾 洋君）

早く県の認可が下りて設置できることを願っております。

それでは、今年度ゲリラ豪雨が来ないことを、今の段階では祈るしかないかなと思っております。もし、また豪雨発生ときは、このコロナ禍の中で避難をする人とかは大変だと思いますが、またそういうときは行政の方々に御迷惑をかけると思いますけど、よろしく願いしておきます。

続きまして、学校教育についてお尋ねしたいと思います。

校則とはということで、ここに挙げてありますが、それぞれの学校でこれにのっかって、それぞれの学校で校則を規定してあると思います。だから、A学校とB学校では違った校則になるのかなと思いますが、その辺のところ、課長お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えをいたします。

校則につきましては、判例の中で校則を制定する権限というのが学校運営の責任者であります校長にあるということで出ておりますので、それぞれの学校において、校長の判断、責任の下で校則がそれぞれ制定されているという状況でございます。

○11番（萩尾 洋君）

校則を制定する権限は校長にあるものの、児童会、生徒会、学級会などを通して児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けということで教育長は言われましたが、本来なら、いろんな規則とか、例えば、学校生活の中で、最後に書いていますけど、生徒が伸び伸びと学校生活を送れるようにするためには、まず生徒会与学校側が話し合っただけで校則を決めるとか、そういうシステムは取り入れられていないんですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

中学校の校長先生方とお話しする機会がたくさんあるわけですが、その中で子どもたち、生徒会等の活動と連携して、そして、校則の制定、見直し等を行っているという話はよく聞く話でございます。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、それぞれの学校で生徒会側も納得した上の校則が制定されていると。最終的には校長がこれでよしと決めるわけでしょう。

これは聞いた話なんですけど、人事異動でB学校からA学校に来た先生が、いきなりこれは校則だからと言って生徒に対して注意したと。生徒たちはある程度校則は分かっていますよね。昔は生徒手帳というのがあって、その中で、私は福島中学校出身ですから、校則はこうこうと生徒手帳の中に書いてありました。今はどんなですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今現在は生徒手帳とかというのは存在していないと認識しております。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、生徒たちは、例えば、A学校に通っている生徒はA学校の校則等は知らないんですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

校則につきましては、年度初め等に校則ということで、ペーパーで配付したりとかされているということでございます。

○11番（萩尾 洋君）

ペーパーで配付されているということであれば、僕らは、常日頃、かばんの中かポケットの中か、生徒手帳を入れてちゃんと持っていましたもん。校則に違反するようなことはしちゃいけないよと親からも言われていました。親ももちろん学校の校則は知っていました。しかし、その辺の周知徹底というのが甘いのかなど。ましてや、先ほども言ったように人事異動でB学校からA学校に来た先生が、知りもしない校則をいきなり生徒に押しつけることはあっていいものでしょうか、教育長。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

まず、校則というものが、議員も御承知でしょうけれども、やはり子どもたちが心身の発達の過程にあること、あるいは学校が集団生活を営む場であるということから必要であると私は思っています。あとは運用の仕方、徹底の仕方、これは各学校で、例えば、入学式の折とか、あるいはPTA総会の折とか、あるいは学級懇談の折とか、そういった折々に必ず触れてやっているものだと思います。ただ、今、議員御指摘のB中学校からA中学校に転勤してきた職員が、言うならば前の学校の校則を振りかざしたということだろうと思います。それは学校の運営上の問題だろうと思っています。校則というのは校長が権限を持って決めています。これはその学校の実態、それだけに限らず、いわゆるその時々の子どもたちの実態に合わせてつくってきたものです。子どもたち、正直言います、荒れた時代ではやはり校則は厳しかっただろうと思っています。

最近子どもたちも落ち着いておりますので、そこまでの厳しい校則はないとは思っていますが、それでも各学校によって違いますので、そこでの共通認識がなされていないということであろうと思います。それについては御指摘があれば、また指導していきたいと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

今、教育長がおっしゃるように、以前は、我々の時代は非常に厳しい校則がありました。しかし、そこまで今は厳しくないということではありますが、教師が校則を振りかざすような行動は慎んでもらいたいなと思っています。これは児童生徒のためにある校則だと、先ほども言われましたので、学校の先生のためにある校則じゃないと思うんですね。校則を振りかざすような先生はもってのほかだと私は思っていますので、ここで名前を挙げるわけにはいきませんが。

やはり校則、やんわりとした校則だと思うんですね。生徒たちが学校生活上決められた

—家庭のほうが厳しいかもしれません。しかし、今、しつけまで学校側に要求するような保護者が増えていると思います。そういう保護者に対しては徹底して校則を理解させていただいて、学校はしつけの場じゃないということは皆さん御承知だと思うんですが、家でしつけができていないところに限って結構学校にそういうしつけまで押しつけるというのが現状じゃないかと思っておりますので、その辺のところはしゃきっと一線を引いていただいて、教育をよろしくお願ひしたいと思っております。

これは余談になるんですが、ある1つの教室で2人の悪坊が1人をいじめとったと。そこにたまたま2人の悪坊仲間が入ってきたと。いじめたのはさきの2人で、たまたま入ってきた連れの悪坊も同罪になったと。じゃ、そこにいた生徒は全て同罪かというのと、そうじゃないんですね。片やこっちで片隅で遊びよった生徒もいたと。じゃ、こっちの遊びよった生徒は同罪じゃないのかと。これは、先生がそういう目でしか見てないんですね。そこを担当した先生が、あいつもこいつも仲間だと、いっしょんたくりに出席停止。与えられた課題が英語と数学、英語はA、B、Cを書きなさい、数学は1足す2足す3引く4足す5とか、あまりにも生徒をばかにしていませんか。この話はお聞きになったと思います。保護者も憤慨しています。その話は学校側に言ったと思うんですね。それに対してどう思いますか、教育部長。

○教育部長（原 信也君）

お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃった件については、私どもの耳にも若干届いているところでございますが、その詳細の具体的な内容については現在、特定の案件でございますので、詳しいことはここで申し上げられませんが、それぞれの関係機関と一緒に、原因であったり経過であったり、そこらあたりは、やはり今十分慎重に調査をしているとお聞きをしております。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

まだ調査中というところですね。もう大分期間たっていますけども。さっさと調査して、それなりの見解を示していただきたいと思っております。

私の小学校、中学校時代は、よく校則を破って先生からたたかれて、家に帰ったらまた親からたたかれてという時代を過ごしてきた人間ですけど、こう言っちゃなんですが、今の児童生徒の親というのは、もうちょっと頑張ってもらわないかかなと、人間的にも成長してもらわなきゃいかんかなと思っております。そういう子どもたちですから、やはり学校に行くのが嫌だと不登校を起こす、これはあってはならないと思います。数日前に不登校の人数とか出ていましたけど、やはり学校は勉強しに行くところであって、友達と会える楽しみがあ

る。だから、僕は勉強もしに行くし、楽しんでいくところが学校だと思っていますので、そのような状況をぜひつくっていただいて、児童生徒を伸び伸びと育てていただけたらと思っています。よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（角田恵一君）

11番萩尾洋議員の質問を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

6番田中栄一議員の質問を許します。

○6番（田中栄一君）

皆さんこんにちは。6番田中栄一でございます。よろしくお願いします。傍聴においていただいております方には感謝を申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、第4波が猛威を振るっており、福岡県にも3度目の緊急事態宣言が5月12日に発出され、5月末からさらに6月20日までの予定で延長されたところであります。

医療現場の破綻も予測されている中で、使命感を持って最前線で従事いただいている医療関係者、行政担当はじめ、様々な現場で社会を支えていただいている皆様に、改めて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

八女市においても、6月8日現在で233の方が感染され、市民の方の不安や経済に与える影響など、大変な状況にあります。感染者の年代別では、20代が最も多く17.6%で、50代までの占有率は66.5%と、過半数を大きく上回っております。

当市でも5月10日に第1回目の予約受付が始まり、その後、公立八女総合病院での接種予約、5月24日から集団接種予約、そして、6月7日からは第2クールとして医療機関での接種予約の受付が行われましたが、予約初日からコールセンターへの電話が繋がらないなど大変な混乱が起き、我々議員にもたくさんの相談、苦情をいただきました。このことにつきましては、さきに新型コロナ対策特別委員会から執行部へ提言、要望を行い、予約状況の早期の情報提供や支所窓口での予約支援、予約電話の倍増など対応していただいております。感謝申し上げます。

ワクチンの供給量からして、全市民に接種が完了するのはまだまだ先の長い話であり、スムーズな予約、スムーズな接種のシステムが求められています。

そこで、ワクチン接種及び避難所の在り方について質問します。

(1) 個別及び集団接種予約申込みの状況と見えてきた課題はあるか。

(2) 今後の接種予約申込みに対する課題改善の具体策は。高齢者のほとんどはネット弱者であり、ウェブ予約が困難であることや、交通弱者はふる里タクシーエリア外での接種は困難であることを踏まえて、どう対応するのか。

(3) 集団接種におけるスタッフの確保は十分か。特に商業施設を会場としたとき、一般客とワクチン接種者が混在し、密とならないような誘導を適切に行う必要があり、ほかの会場と比較すると、スタッフ増員の必要があります。

(4) キャンセル等によるワクチン残余分を無駄にしないための方策をどう考えているか。

(5) 変異型が蔓延している中で、感染力は従来型の1.5倍とも言われている中で、従来の避難所、臨時避難所の考え方では対応できないと思われるが、対策をどう考えているか。

以上5点について質問いたしますが、さきに同僚議員が質問された内容と重複する部分があると思いますが、よろしくをお願いします。

あとは質問席より順次質問いたしますので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

6番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種及び避難所の在り方についてでございます。

最初に、個別及び集団接種予約申込みの状況と見えてきた課題はあるのかというお尋ねでございます。

5月10日より、65歳以上の方を対象に予約を開始した新型コロナウイルスワクチンの住民接種につきましては、医療機関による個別接種及び各地区で行う集団接種とも、ほぼ100%の予約状況となっております。予約枠数を直ちに増やすことはできませんが、八女筑後医師会の協力を得ながら、個別接種、集団接種ともに予約枠数の増に努めてまいります。

次に、今後の接種予約申込みに対する課題改善の具体策は。高齢者、またはネット弱者が多く、ウェブ予約が困難である。あるいはまた、交通弱者はふる里タクシーエリア外接種は困難であることを踏まえてというお尋ねでございます。

ウェブ予約の操作方法にお困りの方に対しましては、予約支援窓口を文化会館及び各支所に設置いたしました。職員がウェブでの予約操作をお手伝いします。また、ウェブ予約ができないなど予約にお困りの方で、接種日時の御希望のない方に対しましては、電話、または予約支援窓口で市が予約を支援します。市が接種日時、接種場所を決定し、御本人に連絡します。

さらに、接種会場までの交通手段にお困りの方に対しましては、交通手段支援事業として、タクシー・バス回数券2,400円分を交付しています。ふる里タクシーの御利用はエリア内に

限られますが、堀川バス、西鉄バス、タクシー協会に加盟しているタクシーなどを組み合わせて御利用いただきたいと考えております。

次に、集団接種におけるスタッフの確保は十分かというお尋ねでございます。特にゆめタウン会場では一般客とワクチン接種者が混在し、誘導を適切に行う必要があるがという御質問でございます。

集団接種におきましては、集団接種シミュレーション等を通じて必要人員数を把握し、従事するスタッフを確保しております。ゆめタウン八女会場では、これまで混乱なく接種が実施できており、今後も引き続き適切な誘導をはじめとして、円滑な接種ができるよう努めてまいります。

次に、キャンセル等による残余分を無駄にしないための方策はどう考えているのかというお尋ねでございます。

急なキャンセルに対応するために、保健師、保育士、介護従事者等のエッセンシャルワーカーのリストを市で作成しております。また、県の指針に基づき、接種会場の従事者、危機管理や窓口業務などに従事する行政職員等もリスト化し、残余分を無駄にしない取組を進めてまいります。

最後に、変異型が蔓延している中での感染力は、従来型の1.5倍とも言われている。従来の避難所、臨時避難所の考え方では対応できないと思われるが、対策をどう考えているのかという御質問でございます。

感染性が増していることが懸念される変異型についても、まずは一人一人の感染防止対策が大切であると考えております。これまでどおり、小まめな手洗いや手指消毒、マスク着用や3密を避けることを徹底することが大切でございます。避難所においても、これらの基本的な感染防止対策を徹底しながら、感染防止に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（田中栄一君）

まず、個別及び集団接種予約申込みの状況と見えてきた課題はあるかということです。

予約申込みの状況について資料を提供いただきましたが、資料によると、5月30日現在、約2万3,000人の高齢者のうち、5,135人、22.3%が予約され、3,060人の方が1回目の接種を終えられているようです。

6月7日からの予約受付では、接種枠の90%、9,500人ほどが予約されたようですが、道半ばといったところでしょうか。私も7日に予約できましたが、2回目の接種が7月28日でした。政府は7月末までに高齢者の接種を完了するとの大号令を発しておりますけれども、接種計画では8月8日までを第2クールとして予定されております。集団接種回数の増や個別医療機関での接種数の拡大をお願いするとのことですが、実際見込みとしてどうでしょう

か。高齢者の接種は7月末までには厳しいと、さきの全員協議会で話がありましたが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

接種見込みにつきましては、資料でもお渡ししておりましたとおり、第2クールとして、議員おっしゃいましたように8月8日までというスケジュールでございます。ただ、この中にも集団接種追加等の予定については、やはり2回目は8月に実施という、3週間以上空けますので、あり得ますので、今の状況、この資料としてお出ししている状況では、やはり7月末は厳しいということが言えます。

なるべく早く終わるように、今、医師会のほうに協議をいただきながら、それと、ワクチンの冷蔵での保存時間が延びたこともございますので、それによって接種の枠をまた増やすということで手続いただいている医療機関もありますので、少しでも早く終わるように取り組んでいるところでございます。

○6番（田中栄一君）

昨日のお話でもありました。みやま市に県が設置した集団接種会場がありますけれども、八女市は措置外であるということで、市長のほうには大変お骨折りをいただいていると思えますけれども、当初、7月末までに完了するという報告を出していたがゆえに、八女市はそれから除外されたと理解しております。

そういったことの経過は別にして、市長には早めにみやま市の会場でも接種できるように御努力をいただきたいと感じております。よろしく願いしておきます。

それから、接種見込数を70%、あるいは80%と想定されておりますが、計画によって国からのワクチン供給があると思うんですね。以上になったときのワクチンの供給というものに対して不安があるんですけど、その点いかがでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

資料のほうには70%、80%ということで、大まかな人数の把握ができるように記しております。ワクチンの供給につきましては、市のほうからも希望数を出して行って、それぞれ2週間単位ごとに決定がなされていく仕組みになっております。

今の状況としましては、6月末までにある一定の高齢者の人口に応じた比率でワクチンが供給される予定になっております。今の見込みとしましては、高齢者の90%程度のワクチンが供給されると聞いておりますので、予定どおり供給がされれば十分な数量の確保ができていくと見込まれます。

○6番（田中栄一君）

そういう取りこぼしがないように、きちんと精査されてやっていただきたいと思います。

それから、久留米市の話なんですけど、5月14日の新聞報道で、対象者の60%が予約を完了したという報道がありました。

ワクチンの供給が確実かどうか分からない中で、先取りして予約受付ができるのかという問題がありますが、八女市は予約受付を分散してやられていますけれども、予約人数の決定に至る流れ、これは市から希望を出して2週間単位でということなんですけれども、やはり高齢者に早く安心感を持ってもらうためには、久留米市のようなことも必要だと思いますけれども、どういうお考えがありますか。これはできないよということであれば、それでいいと思うんですけれども。

○健康推進課長（坂田智子君）

やはりワクチンの供給量が確実でなければ、予約枠をつくっても実際できませんというおわびという形になりますので、八女市としてはワクチンの供給量を見ながらの判断で枠数を計画して実施しているところでございます。

○6番（田中栄一君）

5月10日から八女市でも高齢者接種の予約受付が開始されましたけれども、冒頭申し上げましたように、コールセンターに電話が殺到し、つながらない。つながっても時間がかかり、その間に希望の医院が満杯になった。それから、電話がつながらないので、別居の子どもにウェブ予約を頼んだ。かかりつけ医での予約ができず、他町村エリアの医院へ回され、交通手段がなく、どうしてよいか分からないなど、多くの問題が私のほうにも寄せられました。

コールセンターのオペレーターは外部発注のため、八女市の地域特性に不案内でこういったことが起きてきたのではないかと推測しております。また、回線そのものが全国的に不通になるなど、大混乱いたしました。

現在まで接種予約を受ける中で見えてきた課題があれば、お示し願いたいと思います。

○健康推進課長（坂田智子君）

5月10日の1回目の受付につきましては、やはり予約枠数自体が多くは確保できなかったことにより、希望される方の一部分しか予約ができなかったかと思っております。

見えてきた課題ということでございますが、予約の方法としては今改善をやっているところですが、コールセンターの増と、あと予約支援窓口の設定ということで、予約支援についても、受付票というか、一旦こちらでお預かりする形でやることによって、市民の方々からこれでほっとしたという声をすごく聞くようになりました。

それと、地域特性ということもございますので、なかなか医療機関とか場所を選ぶ際に、コールセンターの方が十分認知できていないとか、やはり地元の方ではないのということころは言われるように課題にはなってくるかと思いますが、市のほうでも今実際、受付の電話とか窓口の中でもしっかり安心できるような対応に心がけていきたいと考えております。

○6番（田中栄一君）

県内のある市では普通電話を予約先に使用されまして、予約の電話で20千円かかったというお話も聞きました。八女市ではフリーダイヤルによる予約受付で、利用者の負担がなく、大変親切な対応であったと感謝のお話も聞きましたので、御披露を申し上げておきます。

次に、今後の接種予約申込みに対する課題改善の具体策はということで、今、私が申し上げました部分につきましては、コールセンターの電話回線の増、あるいは支援窓口でのウェブ予約支援、それから、そういったことができない方に対しましては紙で受け付けて、それを後ほどお渡しするという形で対応されておりますけれども、要するに、今、ウェブ予約でやっても空き情報の発信が弱く、一部医療機関に集中していると昨日も同僚議員から指摘がありました。

私もウェブ予約をしましたけど、確かにログインして医療機関を指定してからでないと、空き情報が見えません。昨日御紹介いたしましたけど、埼玉県の戸田市、先に空き情報を発信しておりますので、無駄な作業をすることもないと思っております。これは見られてからいかがでございましたか。八女市のほうもこういったふうな形に改善というか、変更することができるんでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

今現在、八女市が使用しているシステムについては、議員おっしゃいますように、1つ選択してからじゃないと見られないという状況で、非常に使いづらい、分かりづらいところがございます。昨日、議員から教えていただきまして、その戸田市の部分についても確認をしてみました。非常にやはりホームページ上で分かりやすく、予約も、ここは今予約できないとか、ここが今回、枠が追加になりましたということが明記されておりますので、それを参考に、また今後検討させていただきたいと思っております。

○6番（田中栄一君）

市民に親切な寄り添う姿勢というのはそういうことだと思いますので、ぜひともそういうふうに改良を加えていって、64歳未満の方は特にウェブ予約が多くなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、6月1日から先ほど言われました各支所等に予約支援窓口を開設されました。一応スマホとかお持ちの方については、それで予約のやり方をしていって、それから、それができない方は紙で書いていただいて、後ほど連絡するという方法をされているんですけども、そこまで行くのも大変な方がいらっしゃるんですね。特に高齢者が多い、交通弱者が多い山間部では、支所に行くのにもふる里タクシーを使って——2,400円もらいますよ。だけど、それに行って、300円、300円、600円使って、ほかにもいろいろ、また後ほどお話ししますが、そういうふうなことで大変な方がいらっしゃる。

こういうふうなこと、田舎のほうでやるんですから、代行詐欺ということはないと思うんですけど、そういった注意も必要なんですけれども、地域におけるボランティア力、こういった共助も必要なんじゃないか、大事なことなんじゃないかと思っております。

例えば行政区単位、この中には当然こういうネットに精通した方もいらっしゃると思いますし、そういった方に行政区単位で何かお願いして助けてもらう。あるいは市の直営施設、今、支所と文化会館だけですよね。そうじゃなくて、私の地元の大淵であれば、げんき館おぶち、ここにも何人かお見えになったそうです。それで手助けしてあげたということもありました。

そういうふうな施設、それから指定管理施設、こちらも当然ネット環境がありますから、そういった部分などでも支援体制が取れば大変助かる方がいらっしゃる、近所ですから助かる方がいらっしゃるのではないかと思います。この点についてはいかがですか。協力を求めるということとはできますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

支援の細かなそれぞれの地域でということになってくると思います。それぞれ繰り返になります。行政区長さんとか民生委員さん、それから、いろんな包括支援の方々等にはお声かけをさせていただいて、おっしゃるような各施設でもそれぞれ問合せ、身近なところでということもございます。

今後、どういった形でやるのか、実際、ニーズがどうあるのか。一応、電話での支援窓口への連絡ということもございますので、そういったところも踏まえながら、また検討させていただきたいと思っております。

○6番（田中栄一君）

支援の輪をあまり広げ過ぎると、行政担当のほうも大変になりますけど、そういった部分でもしできるならば、特に山間部エリアとかはかなり厳しい状況がございますので、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから今、民生委員さんのお話が出ましたが、民生委員さんが高齢者宅に支援相談に伺いたい。こういう状況下ではなかなか戸別訪問ができないと悩んでおられました。民生委員さんの八女市のメンバーを見ても、ほとんどが高齢者です。多分、それぞれに受けられていると思うんですけども、先駆けて接種ということはどのように考えられていますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

民生委員さんへの優先的な接種という、制度的には設けておりません。

以上です。

○6番（田中栄一君）

ちょっと後になりますけれども、キャンセルの中には当然、民生委員さんたち関係のリストも入っているんじゃないかなと思っておりますが、そういう制度がないからということじゃなくて、やはりそういった部分の事情というのも考慮していただいてやっていただきたいなと思います。

それから、施設入所者以外で自宅から動けないなど配慮の必要な方、昨日もお話が出ておりましたが、配慮の必要な方の対応についてお尋ねしたいと思います。

まず、そういった方がおられるかどうか、把握も必要ではないかと思えます。これは民生委員さんを通じて、こういったことは把握できるんじゃないかなと思っておりますが、私の知った方は目が悪くて、慣れ親しんだ自宅周辺は動けるけれども、予約が取れても会場まではとても行けないし、こういう状況の中で個人に支援を依頼することもなかなかできないといった方もおいででございます。一部だと思えますけれども、こういった方の予約や接種の方法についてはどう捉えてありますか。

また、バスとかタクシーの回数券2,400円分をしておりますから、それでエリア外も利用してくださいということなんですけれども、先ほども言いました、支所まで来るのに、電話ですればいいことなんでしょうけど、なかなか高齢者の方は電話では分かりづらいと思うんですね。券番号は何番ですかとか、生年月日はとかいう形でしてもなかなかいきませんし、次のページに入ってもなかなかできないと思えます。

ふる里タクシーの利用をということでは言われておりますけれども、ふる里タクシーは発着時刻がある程度決まっているんですね。すると、接種の時間帯も予約によって決まっています。それで、ふる里タクシーで行ったけれども、接種の時間とずれてしまって待たにゃいかんとか、あるいは遅れてしまったと。遅れた場合は間に入れてもらう形も可能でしょうけれども、そういった問題もあります。

じゃ、タクシーで行こうということでは利用されますと、私どものところ、奥のほうは黒木の支所までどれぐらいかかるか分かりますか。3千円、4千円かかるんですよ。そういった問題もあります。

だから、単純にふる里タクシーを利用してくださいというだけでは済みません。そういった部分も結構あると思うので、ひとつどう解決策を考えていかれるのか、そこら辺の知恵も絞っていただいて、ふる里タクシーもやはりワクチン接種の方については優先してしていただくとか、そういう部分についてどう捉えられていくのか、これは部長にお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

お答えいたします。

配慮が必要な方へのワクチン接種の予約、それから、実際の接種に行かれる方法等につい

てのことだと思えます。

先ほど課長のほうからもありましたように、まず予約につきまして、現在のところでは民生委員さん、また行政区長さん、それから包括支援センター、そういう各機関に対しまして、まず地域の中でそういうおひとり暮らしですとか、予約すること自体も御存じない方とか、そういう方もいらっしゃるかと思われまますので、そういう方への御配慮をお願いしますということをお願いしているような状況です。

現在、コロナ禍の状況ですので、民生委員さん方もなかなか訪問等控えていただいているところもありますので、難しい状況とは思いますが、やはり地域の中でそれぞれそういう困難な方というのをある程度把握していただいているかと思えますので、そういうところでおつなぎいただきたいというところで、今お願いをさせていただいている状況でございます。

それともう一つ、確かにそういう方が実際接種に行かれるという――すみません、先ほど予約の部分で、まず御相談に行く部分が難しいというところもございましたけれども、電話でも受付はしておりますので、電話そのものも難しい方もいらっしゃるかもしれませんが、その点については電話での受付もさせていただいているというところがございます。

それと、交通の部分につきましては、確かに時間に合わせて行くというところがなかなか難しい状況はあるかとは思いますが、今取らせていただいているのは、交通の利用券の交付をさせていただいているところと、あと、ふる里タクシーにつきましては、通常は2日前からの予約ということになっているかと思えますが、ワクチンの接種につきましては3日前からの予約をしていただくようにというところで打合せをさせていただいている状況でございます。

○6番（田中栄一君）

そういった小さなこと、少数の方のことかもしれませんが、やはりそういう部分というのも大切なことだと思えますので、ひとつ寄り添った形でお願いしたいと思います。

次に、昨日も矢部診療所やクリニックくろぎへ協力要請して、地域性を考慮しながら接種に取り組んだらという提案がありました。

自治体規模の差はありますが、京都府の笠置町は町内に医師1人だそうです。集団接種できない方には訪問接種で対応したいということで、この医師の方の強い思いがあって、100%完了したそうです。これは医師の協力がなければできないことではありますけれども、財政のみではない、自治体の力というのが試されているのではないかと考えております。

昨日は答弁を求められませんでしたでしたが、矢部村などは直営の診療所もございますし、こういった訪問接種も可能ではないかなと考えております。その点いかがでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

矢部地区につきましては矢部診療所がございますので、非常に協力していただきながら接

種を進めていただいているところです。

訪問での接種ということですが、通常の訪問診療等も行われる際に、矢部診療所だけではありませんが、ほかの医療機関についても、もう既に訪問での接種をしていただいているところもございますので、今後また必要なケースについては、またそういった依頼を行いながら、きめ細かに対応できるように行っていきたいと考えております。

○6番（田中栄一君）

よろしく願いしておきます。

次に、集団接種におけるスタッフの確保は十分かということでございます。

特にゆめタウン八女会場は、8月22日までの期間に24日間の接種を予定されております。会場を御提供いただきましたことに対して、厚く感謝を申し上げたいと思います。

私、29日の初回目の接種日に拝見させていただきましたけれども、エスカレーターを囲むように会場設営がされておりました。当日は初日でもあり、予約数を80人に限定しているということでしたので、見た限りでは順調な滑り出しであったようでございます。

これまで混乱なく接種ができているとのことでございますが、常に危険が潜んでいることを肝に銘じておく必要があります。特に土、日曜日は一般客とワクチン接種者とで混雑し、エスカレーター付近での事故が心配されることから、誘導を適切に行う必要があると思っております。そのためにも多数の要員が必要になると思っているわけです。これは心配し過ぎでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

ゆめタウンでの接種は週末も2度実施をしてきました。議員おっしゃるように、場所的な問題が若干ございますので、まずはエスカレーター付近には必ず1名は配置して、また、1度やってみながら、高齢者の接種でございますので、結構ついていくケースが多うございますので、その後また2週目においては若干誘導の人を増員した形でということを考えております。

○6番（田中栄一君）

初日のときは一般客の方もそうまで多くありませんでしたので、そう大きな混雑はなかったと思っているんですけども、一番心配するのは、回って下りるエスカレーターがございませよ。あそこで接種者と一般客の方が混雑する場合があります。接種者と、要するに交差するわけですよね、動きが。そこら辺が非常に心配しております。押されてエスカレーター転落とか、そういうふうな部分が心配しておりますので、そこら辺気をつけて、誘導される方はしっかりやっていただきたいと思います。

それから、会場で接種者への対応で、トイレ休憩もままならないような状況なんじゃないかと思っております。特に問診を担当される医師は次から次へと接種者の対応に追われまし

て、気を張った中で従事者のストレスは大変であろうと思っております。こういった状況下でミスが発生する可能性が高まるんじゃないかと思えます。この点についてはどうお考えですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

やはり集団接種を実施するのは初めてのことでございますので、私たちも計画する中で非常に考えながら行っているところです。それで、まずは初回は若干人数を落とした形でやってみながら、流れとかを見てやっております。その中で議員おっしゃったように、3時間ということでそれぞれ執務をお願いしておりますので、当然休憩の時間も必要になってきます。30分刻みで予約を取っておりますので、そこで今、予約を若干増やしながらかやっている中でも、時間どおりに誘導していきますので、間に若干空き時間があります。今後も接種ペースは早めたいとは、人数を多く入れていきたいとは思っておりますが、やはりそこでミスにつながるような混雑になると困りますので、十分そこを見極めた上での実施をしているところですし、今後もその状態を見ながら、先生方、それから、医療従事者の方、一般の執務者の健康とかミスにつながらないような対応になるように、今後も様子を見ながら接種枠も考えていきたいと考えております。

○6番（田中栄一君）

メディアでは原液を打ったとか、希釈し過ぎたとか、空気を打ったとか、そういうあれも出てきております。そういった中では、やはり十分な余裕を持った接種の流れでないと、慌ててしまうとどうしてもそういったミスが起きますので、その点はやっぱり事務総括であります課長あたりもしっかりと目配りをしていただいて、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、梅雨による豪雨シーズンを迎えております。昨年度から避難所に保健師の配置も行われておりますが、もちろん、災害が起こるようなときは接種そのものができませんし、予定会場が避難所に使用されるところもあると思えますので、保健師等の重複の従事はないと思えます。それ以外でも、担当職員や保健師の過重労働というものが心配されます。特に事務総括の課長は激務の状況にあると聞いております。もちろん、部長もでしょうけれども。そういった職員への配慮、これについてはどのようにされていますか。この点、課長は答弁しにくいと思えますので、総務部長。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

ワクチン接種は大変大きなプロジェクトでございますので、体制としてはワクチン接種推進本部、市長、本部長の全庁の体制を取っております。その中の本部の事務分掌の中に、1点目に、庁内の人的体制の整備をうたっております。まずはこのプロジェクトを遂行する上で必要な人的体制を取っていくということで考えておるところでございます。

しかしながら、主管課でございます健康推進課を中心に、特にワクチン接種が始まった5月につきましては時間外労働が増えているということはしっかり報告を受けているところでございます。それを踏まえまして、市長のほうから6月1日に人事異動を発令させていただきまして、5人の職員を増加しているということでございます。

そういったことで、今、プロジェクトが動き出した段階でございますので、その状況を見ながら適正な対応をして、職員の健康管理については努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

担当者が責任を持ってその業務を遂行するということが大変大事なことですけれども、過度な負荷になるということも当然避けるべきだと思いますので、そこら辺については十分人事面からもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、医師が考案されました、高齢者は動かず、医師が移動して接種する宇美方式、これは非常に効率的であり、短時間に多くの方に接種できると評価されております。もちろん、八女市でできるとは思いませんが、こういった他自治体の工夫はやっぱり今、そういった部分に目を通す余裕はないと思いますけれども、そういった工夫も取り入れていく姿勢が求められるのではないかと思いますので、一応申し上げておきます。

次に、キャンセル等によるワクチン残余分を無駄にしないための方策をどう考えているかということについてお尋ねします。

急用や体調不良、予診による接種不可などによって突然のキャンセルが発生した場合、ワクチンの残余が出て無駄になることを防ぐ必要があります。福岡県では25日に、キャンセルワクチンの接種対象をリスト化するよう指針を策定されました。余ったワクチンの接種対象者は、接種会場の従事者、危機管理や窓口業務などに従事する職員、高齢者と業務上接触する機会が多い人などで、行政職員には市長も含まれます。

現在までに4件ほどキャンセルがあったということですが、接種を待ち望んである高齢者ですらキャンセルがありますので、現役世代はもっと増えるんじゃないかと思っております。八女市も保健師、保育士、介護従事者等、エッセンシャルワーカーの対象者リストを作成されているということですが、こういった内容で運営をされるのか、キャンセルが出た場合は急遽対応しなければなりません、手順をどのようにされるのか、お尋ねします。

○健康推進課長（坂田智子君）

キャンセルの対応でございますが、今現在は、まずは接種するためには、今現在、接種券というものが必要になります。それは八女市においては若い方も再発行処理という形になりますが、発行できるように整えておりますので、そういう対象となる方の接種券をまず準備して、御本人さんにお渡ししているところでです。

急な対応ということになりますので、急に連絡をして、その接種券を持って、その会場に行っていただくという段取りになります。そのために、事前に先ほど申しました接種券を作るために、八女市に住んでいらっしゃる方のお名前、生年月日等をこちらにお伺いして、準備をして持ってもらおうという形になります。

そして、その当日、そういった事態が発生した場合に、医療機関での接種もございまして、その場合も医療機関からうちのほうに連絡があるようになっています。そしたら、そのリストの中で、まずは場所的に移動の時間もございまして、近い方、可能な方ということで、それぞれ連絡先をお伺いしていますので、連絡をして、可能ですかということで急遽来ていただくという形の段取りで行っております。

○6番（田中栄一君）

一応接種券の再発行という形での、年齢が65歳未満の方についてもそういう形で対応していると。要するに、リストに載った方についてはそういう形で発行されて、事前にお渡しされるということでしょうか。

それから、今ちらっとお話しされましたけれども、個別接種、要するに医療機関でされる場合、医院独自で対応していくというのも酷な話でありますので、やはり連絡調整を密にして、ワクチンの活用をやっつけていかにやいかんと思います。

ひとつ各医院で無駄なワクチンが出ないように連絡調整をきちんとやってもらって、幸いに5日から1か月まで保管期間が延びましたので、対応が取れるんじゃないかなと思いますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、変異型が蔓延している中で、感染力は従来型の1.5倍とも言われております。イギリス型で1.32倍、インド型では実に2倍以上の感染力があり、重症化率も高いと言われております。従来の避難所、臨時避難所の考え方では対応できないと思われまじけれども、対策をどう考えているかということです。

答弁では、これまでどおり小まめに手洗いや手指消毒、それから、マスク着用や3密を避けること、これらの基本的な感染防止対策を徹底していくとありました。昨年からは臨時避難所が開設されるようになって、少しは密の状況が緩和されているとは思いますが、臨時避難所も指定避難所がある程度満杯になった状態で開設されるという順序があると思わすけれども、やはり昨年の、要するに避難所の定数ですね。これよりもある程度の余裕を持ってやっておかないと大変なんじゃないかと思わす。

そういうことで、やはり避難に当たっては、地域で話し合った近くの公民館と、こういったやつを避難所として活用いただけるのが密を避ける上でもベストではないかと私も思わす。

先般から地域の要望によって、地域公民館単位で感染予防資機材の購入補助が行われまし

た。十分かどうかというのが、これらによって感染防止のあれが十分なかどうかというのが気になりなのと、行政としては避難所として利用される全ての施設、感染予防資機材、これをしっかりと把握しておく必要があると思っております。地域が開設する避難所については、ある程度把握できていると思うんですけども、感染予防資機材ですね、こういった部分については、どう把握、あるいは準備されるものか、お尋ねいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

地域避難所でのコロナ対策につきましては、昨年、各自主防災組織が八女市新型コロナウイルス感染症対策自主防災組織活動支援金を活用されまして、地域避難所の感染症対策として、マスク、手指消毒液、体温計、空気清浄機などを整備されたところでございます。

その内容につきましては、どの自主防災組織がどれだけ導入されたかというのは把握しておるところでございまして、今後の地域避難所の対策としましては、市といたしましても、感染防止対策の徹底を図るために、新型コロナウイルス感染症対策を考慮しました開設運営マニュアルを各行政区の皆様へ配布しまして、行政区長会でお願ひしたところでございます。

今後も各自主防災組織と連携を図りながら、対策に努めていきたいと考えているところでございます。

○6番（田中栄一君）

そういう資機材については、やはりそういった場所から要望があった場合には、ぜひとも早急に届けていただく、あるいは用意していただくということをお願いしておきたいと思っております。

費用とか人員の面から厳しいとは私自身も理解しておりますが、奥八女エリアでは指定避難所までのルートの危険性を考慮しまして、もっと細分化して開設したほうがベストだと思っております。早めに避難すればよいのでしょうかけれども、5月10日からは従来の避難勧告のタイミングで避難指示が発令されるようになっておりますが、やはり今までは避難指示が出て避難されないという中で、さっと動けるかどうかというのを心配しています。やはり危険回避や密の緩和から考えても、避難所はより近くの安全な施設がベストではないかと思っております。

こういった市の運営による避難所の増設とか、そういった部分についてのお考えはどうでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現時点では46か所の指定・臨時避難所のほかに、72か所のその他の避難所を準備しておるところでございまして、必要に応じて地域で開設して利用されるとともに、地域の避難所や

安全な親戚、知人宅などへの避難も検討していただきたいと思っておりますので、現時点での市が開設します避難所については考えておらないというような状況でございます。

○6番（田中栄一君）

そういう答えしか出てこないと思っておりますが、実質的にやっぱり平場と山間地の違いというのは十分認識していただいて、今後とも検討をお願いしたいと思います。

それから、避難所の運営について。これは地域のリーダーに感染症対策を含めた防災講習を行って、避難所をお願いするようなことも考えるべきだと思います。この避難所で言っているのは指定、臨時以外の避難所、要するに地域が指定した避難所ですね。消防団員等に防災士講習を行っていらっしゃいます。また、行政区から選抜された方にも防災士講習を行っていらっしゃるといことなんですから、消防団員は災害対応に当たっておりますし、そこまでの対応を求めるのはどうかとも思います。そして、地域によっては消防団員がいないところもあります。

この指定・臨時避難所以外の避難所の運営については、自主運営というのが基本なんですけれども、先ほど言いましたように、地域リーダー、こういった方に感染症対策と予防対策と防災、こういったものを積極的に進めるということはいかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

現在、八女市には防災士の資格取得者が156名いらっしゃいます。また、八女市の防災士養成講座で防災士になられた方が、平成30年度が48名、令和元年度が46名と、合わせて94名の方がなっております。

そのような防災士の資格を持たれている方に地域の防災時のリーダーとしてさらに活躍していただきたいと考えておりますが、現在、まだまだ活躍の場というか、そういうところを示せていない状況もございますので、今後、そういう防災士の方が地域で活躍できるような研修等も含めて、様々な課題を克服してまいりたいと考えております。

○6番（田中栄一君）

防災士に活躍の場を与えてほしいというのは、以前の一般質問でも要望として出ておりました。そういうことで、やはり地域のことは地域の方が知っていらっしゃいますので、そういった方にやっぱり、資格を持った方には、意外と皆さん、言葉が悪いですけど、従われるというか、そういう部分がありますので、そういった方を大いに増やして、地域の安全のために頑張ってもらいたいと思います。

最後になりますけれども、ワクチン接種によって得られる最大の効果ですね。これは取り急ぎの安心感だと知り合いの方が言うておられます。新型コロナウイルス感染症は、感染したときの恐怖感や人にうつしたときの責任感などで自殺者まで誘発しました。副反応の心配もありますけれども、ワクチンを接種することで感染しにくくなる効果や、感染しても重症

化しない効果が見込めることで、実感としての安心感が得られ、日常的な生活に気力が出てくるのではないかということです。これこそがワクチン接種が早く進むことを多くの方が願う最大の理由ではなかろうかと言っておられます。

ワクチンが安定して早期に供給され、八女市においても全ての方に接種が早期に完了することを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

6番田中栄一議員の質問を終わります。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

5番橋本正敏議員の質問を許します。

○5番（橋本正敏君）

一般質問もいよいよ最後となりました。多少お疲れのことかもしれませんが、最後までお付き合いをよろしく願いいたします。

本定例会の一般質問におきまして、多くの議員が新型コロナウイルス感染症対策について質問をされました。市民の多くが目に見えないウイルスの恐怖におびえ、日常生活に不安を抱いているということの現れだと思えます。一日も早くワクチンの接種が完了し、平穏な日々が送れますよう望むばかりです。そのために、日夜勤めておられます医療従事者、関係者の方々、御苦労は大変なものと感じておしております。ですが、もうしばらくコロナが収束するまで健康に留意されまして、仕事に励んでいただきますようお願いいたします。

さて、本年3月に第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。これは、これまでの5か年計画の取組を継承し、少子高齢化、人口減少という危機感を念頭に、引き続き国と一体となって地方創生に取り組むというものでございます。言い換えますと、八女市におきまして現在約6万1,600人ほどの人口がありますが、このまま何もしないでいきますと、約40年後には約2万7,000人になると予測されております。これを何とか約3万3,000人ほどに維持するため、取組の方向性と施策等を示したものであります。人口減少をいかに食い止めるかということで、今回は特に生産年齢人口の減少に対する施策について質問をいたします。この生産年齢人口といいますのは、15歳から64歳の生産活動の中心になる人口をいいます。現在、八女市におきます人口の約5割を占めておりますが、約40年後の2060年には、65歳以上の老年人口約1万3,500人、これよりもぐっと減って約1万1,000人になり、全体の3分の1程度になると予測されております。生産年齢人口の減少をいかに小さ

くするかということが鍵になるということだと思います。

そこでまず、これらの方々の移住・定住の推進について、現在どのような取組がなされているのか、また、今後の施策についてお聞きします。

次に、新しい時代の流れの中で、今までとは違った就労形態のマルチワーカーと言われております方々に対する施策、具体的には半農半X、特定地域づくり協同組合、これらに対する取組。

最後に、ワーケーションについての取組についてお聞きいたします。

本日は聞き慣れない言葉が出てまいりますので、分かりやすく簡潔に、また、建設的な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

5番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、生産年齢人口減少に対する施策についてでございます。市内への移住・定住の取組として、担当課はどこかと、現在どのような取組がなされているかというお尋ねでございます。

本市への移住・定住につきましては、定住対策課が主体となって取り組んでおりますが、出生、入学、就職、結婚、住宅取得、老後など、ライフステージに応じた個別の様々な支援策につきましては、各事業担当課が実施することなど、全庁的に連携調整を図り、積極的に推進しているところであります。

本年度につきましては、昨年度策定しました第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる4つの基本目標、しごとづくり・ひとづくり・子育て支援・安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、各施策の取組を推進し、本市の人口減少対策を総合的かつ効果的に進めていくこととしております。

次に、半農半Xの考えと今後の取組はあるかというお尋ねでございます。

半農半Xにつきましては、一般的に「農業収入のほかに、兼業収入を加えて生計をたてるライフスタイル」と位置づけられています。八女市においても就農を希望される農業担い手として考えており、就農を希望される方に専門の相談員が、就農目標に応じたアドバイスや支援を行い、栽培技術の習得や農地の確保、各種交付金の手続等を関係機関と連携し行っています。あわせて、各課と関係機関が連携し、移住・定住や就労等の生活に係る支援も行っています。

次に、特定地域づくり協同組合設置についての考えはという御質問でございます。

この組合は、過疎地域等において地域づくり人材を確保するため、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する者に係る労働者派遣等を行う県知事の認定を受ける事業協同組合です。

本市では、この制度の必要性について、地域における需要を踏まえるため、関係機関などと情報交換しながら研究してまいります。

最後に、ワーケーションの今後の取組はあるかという御質問でございます。

近年、働き方改革と新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇を取る過ごし方「新しい日常」の奨励の一環としてワーケーションが位置づけられています。

ワーケーションの取組につきましては、地域における需要等について、指定管理施設及び関係機関等と情報交換しながら研究してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（橋本正敏君）

ではまず、移住・定住の取組についてお聞きいたします。

定住支援の補助金につきましては、八女市のホームページに定住対策課をはじめ、子育て支援課、環境課、上下水道局、商工振興課、企画政策課、防災安全課など、多くの課をまたいで多数一覧にして紹介されております。これでもう十分といえるほどたくさん列記されておりますが、今回はさらに手厚い支援を目指すためにお聞きをいたします。

まず、地域おこし協力隊についてお聞きいたします。

これももう数年前から実施されておりますけれども、今までの実績、それから、今まで何人地域おこし協力隊の方々が八女市で採用され、3年後に何人定住されたかをお聞きいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市では、地域おこし協力隊事業を平成25年度から取組を進めてまいりまして、本年まで25名の協力隊員の方が市内で活動をされてきたところでございます。現在、そのうち15名の協力隊員の方が退任をされておまして、そのうちの9名の方が市内で定住をされ、就業・起業ということで八女市のほうにとどまっていたいただいております。率的にいきますと6割の方が定住されているということでございます。参考ではございますけれども、全国では約5,500人、1,000自治体で5,500人の地域おこし協力隊員の方が活動なされているということでございまして、全国の定住率も約6割ということでの報告を受けているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

それでは、逆に3年後に定住しなかった方が大体どのような理由で定住をされなかったのか、お聞きいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

15名のうち6名の方が市内に定住をなさらなかったということでございますが、個々の事案については、こちらのほうで今現在申し訳ございません把握しておりませんが、よく言われていますのが、地域貢献ということで地域に入られて、地域貢献活動をしっかりやられる方につきましては、3年後の自分の起業の目標であったり、そういったことがなかなか見いだせないということで、地域貢献頑張っていたんですけど、3年後4年後自分で市内にとどまって就業・起業はできないということで退任をなされている方というものがあったとお伺いしているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

実は、今年4月9日の農業新聞におきまして、元地域おこし協力隊員の方々が協力隊に希望する方と受け入れする側のミスマッチを防ぐために、隊員の募集要項の見直しや移住希望者に助言を行っているという記事がございました。実は、定住されなかった方の中には、やはり自分が思っていたこととちょっと違ったという方々が多くて、それによって定住に至らなかったという事例が多く報告されているということで、こういう方が出てきましたというのが農業新聞にございました。現在このミスマッチを防ぐための対策として、八女市ではどのような対策をとっておられるのか、お聞きします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

先ほど議員より御紹介いただきましたミスマッチを防ぐようなシステム、ネットワーク等につきまして、市独自でこういった制度を持ち合わせてはおりません。ただ、同様の制度につきましては福岡県において制度を設計されているところでございまして、具体的には、現役の地域おこし協力隊の皆さんを支援するという趣旨に賛同する地域おこし協力隊のOB、OGの方を地域おこしサポーターとしてリストに登録をして、現役隊員の相談業務を行うというシステムを福岡県のほうでなされているところでございます。

現在、このリストに27名のOB、OGの地域おこし協力隊の方が登録されているということでございますが、そのうちの1名が八女市を退任された地域おこし協力隊の方ということでございます。ですので、現在の八女市の現役の地域おこし協力隊の方につきましては、公私問わずプライベートでも、こういったコーディネーターの方と現在お付き合いをされて、助言等を受けておるということでございますので、こういった方を活用していきながら定住していただくように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

それから、実際、地域おこし協力隊として入って来られた方々の相互の意思疎通、皆さんでお互いにこういうところが難しいとか、こういうことが悩みであるといった具体的なことをお互いに話し合える場というのが大事だと思っております。実際に、この八女市ではそういう会議の場とか持たれているかどうかちょっとお聞きします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊員の皆様と私ども行政との間のコミュニケーションというのは非常に大事なものと考えております。ですので、現在は月1回協力隊の皆様と私たち定住対策課の職員で情報共有、意見交換をさせていただいているところでございます。その中で、現在の活動状況でありましたり、もし悩み等がございましたら、そちらの中で吸い上げるような格好でお互いそういった悩みをなくそうということの取組をさせていただいているところでございます。また、年1回でございますが、最終的には皆様集まって報告会といたしますか、そういったことでの情報共有もさせていただきながら、定住に向けて頑張っているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

せっかく八女市に志を持って協力隊員として入ってきて来られた方が定住されないとちょっと寂しいですので、ミスマッチをまずなくしてからお互いの悩み事やいろんなことを話し合いながら、最終的には定住に至るところを目指しながら今後も頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、プチ移住体験、就業型お試し体験事業という事業もなされているみたいでございしますが、これに今までに参加された方がどれくらいおられてどれくらい定住につながったのか、お聞きいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

就業型お試し体験事業ということでございますが、少し制度のお話をさせていただきますと、まず、何をしたらいいのかわからないけど、移住に興味があると言われる方に対して、まず、住む、働くことを体験していただいて、今後の定住につなげていこうということを目的とした事業でございまして、具体的には市内で一定期間居住し、働きながら八女市の魅力、住みよさを体験していただいて、ゆくゆくは移住・定住をしていただきたいという事業でございまして。

なお、体験期間中におきます宿泊費、レンタカー、移動費等について、八女市におきまし

て予算の範囲内において助成をさせていただいているところでございます。この事業の取組につきましては、昨年度9名の方がこの体験事業を体験なされたわけでございます、そのうち4名の方が八女市内に転入をしていただいたところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

私も、これは以前ちょっと聞いたことはありましたけれども、なかなか市内の方、それから、これを知っておられる方を耳にしたことはございませんでしたので、実際にどのくらいの方が御存じなのかということがちょっと不安でしたけれども、昨年9名の方が来られて、4人も定住していただいたということは本当にありがたいことだと思います。今後もこれを引き続きお願いしたいと思います。

それから、昨年度、南仙荘において、サテライトオフィスの開設、それから、コワーキングスペースの開設がございました。今までにどれくらいの企業がこちらに尋ねられて、実際にどれくらいの利用があったのかということをお聞きいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

地域しごとづくり拠点施設事業、南仙荘での取組の事業につきましては、昨年は11月から専門のコミュニティコンシェルジュ1名常駐、常設して、本格的に活動をしてまいったところでございます。具体的に、昨年度の事業につきましては、東京圏内の企業を対象としたマッチングイベントを2回開催し、その中で、26社の方とオンラインではありますが、面談をさせていただいたところでございます。そのうち、4社の方々につきましては、実際、八女市内においでいただき、市内を見ていただいたところでございまして、そのうちの1社が、先日から新聞報道等でなされたと思いますが、市内でお茶の防霜ファンの実証実験をされた企業がその1社でございます。

その取組が、外部との事業でございまして、市民向けにつきましては、起業をやりたい方向けの塾を4回開催させていただき、延べ41名の方がこの塾に参加をされたところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

これは個人、企業に対する転入の施策ですけれども、こういうことを引き続きやっていたことで、今まで知らなかった八女の中にその魅力を感じていただいて、移住・定住していただくということが可能になってくると思いますので、引き続きこれもよろしく願います。

それから、続きまして空き家対策についてちょっとお聞きいたします。

現在、空き家バンクも設置されて対応されておられるということですが、実は、こういう今空き家バンクで出るとような空き家については、家族で住むような住宅でございます。ところが、私がちょっと聞いたところによりますと、若い世代の方が、例えば1人で住むためのワンルームマンションのようなものが八女にないか探したところ、あまり見当たらないと。先ほど申しましたように、家族で住むようなところはあるんですけれども、こうなってくると家賃が高くて1人で住むのにはちょっともったいないと。先ほど言いました定住支援の施策の中に、家賃の補助とか、家を建てるときの補助金、このようなことは物すごく充実していると思いますけれども、1人の方が移住・定住されるときに部屋がないということがちょっとネックになっているということですが、この辺について何か施策がありましたらよろしく申し上げます。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

若者単身世帯向けの住まいということでございますが、1つは私ども市営住宅を整備、管理しておりますけれども、市営住宅の根拠法であります公営住宅法では、原則単身の方の入居を認めておりませんので、議員御指摘みたいな若い世代の単身での市営住宅の入居ができないということになっていることでございます。また、若い世代含めて、住まいの支援につきましては、先ほど議員御紹介いただきましたとおり、新築マイホーム取得事業補助金、また、中古住宅補助、または、若年世帯につきましては家賃補助ということで、様々な定住支援策を御用意させていただいているところでございますが、議員御指摘の若者の単身世帯が、例えばアパートに住まわれる際についての支援策というのが現在のところ御用意していないところがございます。現在はそういった方につきましては、民間のアパート等を御利用されているんじゃないかと思っているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

民間のアパートは数が少ない上に高いということで今お聞きしたんですけれども、例えば、今テレビでもよくあっておりますけど、空き家のシェアハウスとか、複数の方がお互いには知らないんだけど、共同で利用するという形でもできるんじゃないかと思っておりますけれども、空き家のそういったシェアハウスみたいな施策はございますでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

現在、私どもが取り組んでおります空き家バンク制度につきましては、まず借りたい方、買われたい方につきまして、事前に登録をしていただく登録制をとっておりまして、また、貸したい方、貸されたい方についても同じように登録をして、お互いのマッチング作業をさ

せていただいているところでございます。現在、議員が御質問いただいたように、1つの建物を複数の方でお借りしたいという御相談が今のところ実はあっておりませんので、また今後、そういった御相談等ありましたら、いろんな方々と協議をさせていただきながら前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

こういうものは、あるからお問合せが来るわけで、ないなら最初からお問い合わせは来ないものです。ですから最初に作ったらいいんじゃないかと思っておりますので、この辺を御検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、半農半Xの考えと今後の取組はあるかということで御質問させていただきます。

半農半Xという言葉が最近聞くようになりました。年間を通じて農業だけに従事するのではなくて、季節とかによって、ほかに観光業や食品加工業、運送業など、農業以外の複数の事業と組み合わせて従事する、いわゆるマルチワーカーという方々のことを言います。最近、若い世代の就労形態として注目され、これがよく耳にするようになったわけですがけれども、昨日ある1つの例としてNHKの朝のテレビで紹介がございました。これは名古屋から大分に移住された御夫婦の紹介でしたけれども、それまで勤めていた仕事を辞めて、大分で白ネギの栽培をやりたいということで、御夫婦で移住されて来られた。旦那さんのほうは白ネギを作る。奥さんも手伝われるんですけれども、奥さんのほうはパソコンでリモートで音楽の指導をされているというような紹介でした。

ただ、この白ネギを栽培するといっても、実は本当に素人の方でしたので、どうやって作るかという思いだけで来られた人が実際の技術がまるでなかったものですから、そういう技術指導を2年間受けられて、やっと何とかできるようになったと、今から作りますということでしたけれども、ここで2年間は実際にあんまり収入はなかったわけですね。ですから、こういう農業を始められる方に対する指導をいただいております間の収益のためにほかの仕事の紹介、それから、今言った農業の指導、こういったところについて、今現在、八女市で取り組まれている施策がございましたらお聞かせください。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農業を目指して移住された方についての技術研修につきましては、現在、八女のほうでは福岡県、八女市、筑後市、広川町、JAふくおか八女で組織しております八女地域農業振興推進協議会において、新規就農支援対策会議を設置しております。そちらのほうで就農時のサポート、研修体制をまず検討し、就農の推進を図っているところでございます。

また、八女市においても、八女市担い手育成総合支援協議会内に専門の相談員を設置して、

就農希望者に寄り添った就農相談から、不安の多い就農直後の支援を行っております。議員がおっしゃられている技術研修の支援につきましては、JAの就農センター、こちら基本的にはイチゴとトマトの研修センターとなりますが、それ以外の作物についても研修受け入れ農家の選定をいたしまして、八女で作られる主な産物ですね、例えばミカン、キウイフルーツ、梨であったり、そういった作物についても受け入れ農家の選定をして、実践的な研修とか、あと、体験的な実習も行えるように研修のシステムを構築しております。

あわせて、そういう研修期間中の未収益期間につきましては、金銭的なリスクが伴いますので、基本的には国の交付金、次世代人材育成交付金、こちらのほうを活用して研修期間中のリスク軽減を図っているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

都会からこういった八女市内に、農業を目指して来られる方にとって実際来たけれども、本当に技術もないしお金もないというところにくじけてだめだったという方が多数おられるということです。ですから、この辺をちゃんと受入体制さえやっていたら、この辺の方々が増えて転入して来られるんじゃないかと思しますので、この辺をさらに充実させて迎え入れのほうを、手を広げて待つような形でされたほうが良いということです、よろしくお願いいたします。

次に、4月2日の、これもまた農業新聞ですけれども、地方公務員副業の波という題で和歌山県有田市、ミカンの収穫に市の職員が副業として就労できるように許可をしたという記事が載っております。国内有数のミカン産地で、収穫時の労働力不足解消に貢献できたということです。

ここ八女市も、農業におきまして収穫時期というのが一番労働力の必要なときで、例えば、春のお茶の摘採とか、秋の梨、ミカン、キウイフルーツ、これらの収穫時期には人手を集めるのが、今の高齢化によってかなり難しくなっております。

公務員の副業ということですが、これは実際、転入とか移住・定住とは離れておりますけれども、これが農家のこれからの維持につながっていく問題でもございます。これで就農者が減らないということでもございますので、この辺がもしできればと思っておりますけれども、八女市にとってこの考えについてお聞かせください。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

公務員の副業ということでございますが、先ほどお話のありました有田市の副業のことですけれども、有田市のほうに直接お尋ねをしましたところ、有田市には有田みかん課という課がございまして、その課で主要産業であるミカンの振興に大変力を入れておられるという

ことです。そこの有田みかん課としては、まず第1に農家からの求人のお手伝いをするということで、市のホームページにミカン農家からの求人募集を支援、お手伝いをするを決められて、その求人募集に市の職員も応募してもいいという規定をされたということでございまして、17件の農家から公募がありまして、その公募の中に5人の職員が応募して従事したという内容でございました。基本的に公務員はほとんど皆さんが共通認識で持っておられるとおり、副業はできないということになっております。これは、やはり職務に専念する義務というのがありまして、それに基づいてそういう規定になっているんですけれども、ただ、許可を受ければ兼業に従事することはできるということになっております。

ただ、その許可に当たっては大きく3点ございまして、副業による疲労などによって、公務の遂行に影響が出ないこと、それと、市と利害関係があるなど公正性に疑念を抱かれないこと、それと3点目が、職員の品位を保持できる内容であるかということです。そういったところで判断をすることになっております。八女市におきましても、こういったところを判断基準に副業を認めている部分がございまして。

これまで認めている内容といたしましては、まちづくり協議会や町内会の役員、それからPTAの役員、少年野球の指導員、統計調整員、そういった主に公益的な業務に従事する者について認めているところでございます。有田市のような形でということですが、有田市は先ほど申しましたとおり主要産業の支援というところで非常に特殊なケースとして認められていると考えているところでございます。地縁や血縁関係がある方から依頼を受けて報酬を受け取って農作業に従事するところまでは許容できる範囲と考えておりますが、しかしながら、労働者性の強い業務への従事はやはり地方公務員の本来の在り方に照らして慎重に判断する必要があるんじゃないかと考えているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

また、このほかに神戸市においては2017年に地域貢献応援制度というものを設けて副業を後押ししているとあります。これは、今言ったのは八女市の農業を高齢化によってずっと衰退していくというものをいかに維持するかという点で物すごく重要であると思います。それから、単なる労働力不足の解消ということだけではなくて、この業務外でこういった市民との触れ合い、地域の人たちの現状を知るという経験を積むことで本業においても幅広い、それから、より深い対応ができるようになるのではないかという報道でございまして。この辺を考えまして、ぜひもうちょっと幅を持たせながら利用できないかと思いますが、今後の考えはいかがでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

今後の職員の副業の考え方ということでございますが、まず、八女市でも令和元年8月に地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の運用についてという通知を出しております。この中で職員が積極的に地域貢献活動に参加することによって地域活動の担い手育成や市民との信頼関係の構築など、市民との共同によるまちづくりがより一層活発になることが期待できるということで、こういった形での地域貢献活動を通しての副業、兼業を認めているところでございます。そういった形で地域貢献活動については今後も推進をしていきたいと考えているところですが、先ほども申しましたとおり、労働者性の強い要望についてはちょっと慎重に、できないとは申しませんが、慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

これは、農業が高齢化して衰退していくという中にとっては目からうろこみたいなことでございましたので、今後、市として時代の波によってこれがどんどん幅広く活用されていくのではないかと思います。検討のほどをよろしく願いいたします。

続きまして、特定地域づくり協同組合というものの設置についての考えはということで、先ほど言いましたマルチワーカー、これと、期間的労働力を必要とする事業者、先ほど言いましたみかんの収穫とかキウイフルーツの収穫を必要とする人たちのマッチングをする事業所を支援する法律、特定地域づくり事業推進法というものが去年6月に制定されました。これに基づきまして、総務省、厚労省、農水省、この横断的な施策で特定地域づくり協同組合の設置というものができました。現在、この協同組合設置に関する問合せが八女市にあるのか、それから、具体的な取組が八女市に進められておるのか、その辺をお聞きいたします。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

現在問合せというか、相談を1件受け付けております。それから、現在この制度については、今後どうするかについてはただいま研究中ということでございます。

○5番（橋本正敏君）

先ほども言いましたように、市内にはお茶やミカン、キウイフルーツ、タケノコ、梨、これ以外にも多くの農産物がございます。この栽培をされておられる方で一番苦勞されておるのがこの収穫時の働き手を集めるということです。高齢化が進んだ現在、農繁期の雇用の確保はもう死活問題となっております。逆に言うと、農繁期の労働力に併せて今まで作ってきた作物の栽培面積を、それに併せて縮小していかざるを得ないという現状となっております。これを縮小したくないということで、わざわざ農閑期に別の仕事、例えばレタスやゴーヤな

んかを作って、わざわざ雇用を確保して農繁期につなげているという農家もあるほどでございます。この点につきまして、農業の閑散期に別の事業所が労働力を雇ってもらって、一番忙しいときにまた戻してもらおうと、こういう仕組みを作っていただければ農家の負担が減って、本来の農業に力を集中させることができます。

また、雇用される労働者にとっては、おのおのに合った仕事の紹介、それから、アドバイスが提供できれば安心して仕事ができ、しかも、安定した収入も期待できるのではないかと思います。この仕組みについて、協同組合について積極的に取組をしてもらおうという方向で今進んでおるのでしょうか、どうでしょうか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

ただいま積極的ということではございません。この事業協同組合の運営に当たっては、その2分の1の利用料金収入が占める。残りの2分の1は補助金で賄われるということで、とても大きな財政支出が見込まれるものでございます。もちろん国の制度もございますが、この制度、そもそも人口減少が急増で、この制度を使わないとその地域が維持できないまでに減少する地域について認められるものと認識をしております。

なお、募集する事業者が多ければ多いほど受容する人数は多くなります。その人間を当てはめることも現在のところは難しいものと考えております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

今申されましたとおり、この協同組合には財政的、制度的に多くの支援が手厚くされております。財政面では、今、課長おっしゃられたとおりに運営費の半分が事業者たちで負担をすることになっておりますが、残りの半分のうちのその半分、4分の1を国が負担し、8分の1を県が負担、市が負担するのは8分の1でございます。私はこれは大した負担ではないように思います。それから、制度面におきましても、通常、労働者派遣法に基づく許可を受けなければならないということになっておりますけれども、この協同組合の場合は、県への届出だけでこの派遣の事業を実施できるというものになっております。ですから、まずやってみる。つくる前に、いや大変だろうということをやめるんじゃなくて、まずつくってみて、これを動かしながらその事業所の方々と話し合いながら運営していったらどうかと思いますが、その積極的にとはいわずに、まずつくってみるということはいかがでしょうか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

先ほど議員もおっしゃった県の8分の1というのは、私のほうの情報としては持ちませんでしたので、申し訳ございません。市が2分の1負担して、残りの2分の1について国が補

助するものと認識しておりまして、残りの市の負担について交付税措置があるということであつたと思います。それから、一度制度をスタートをさせますと10年間止めることができません。これが自立できるようなシステムは今のところないということで、これを積極的に受け入れる立場には今ないと考えております。

なお、労働力のバランス、季節による過不足が産業を超えて、職種を超えて、いろいろな波があつて、それをマッチングできれば、人材が解決できるということであれば可能かなとは考えておりますので、関係団体と情報交換しながら取組を進めて研究してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

では、さっき言った市の負担ですね、多分、私のほうでは8分の1でいいということだろうと思いますが、この辺はもう一度お調べになっていただきたいと思います。10年の縛りがあると云われましたが、逆に言うと10年間も別に手続をせんでも続けていかれるということでございます。10年でまた更新ができるということでございますので、今問合せが1つあつているということございましたので、その問合せのあつている方々ともう一度話をしながら、どうかこれがうまくいくようならば農繁期の労働力の確保にかなり有効な手段だと思えますので、ぜひ取り入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、ワーケーションの今後の取組はあるかということでお聞きいたします。

新型コロナウイルスの蔓延による世界的にライフスタイルが変化している中、ワーケーションという、これまた新しいスタイルが生まれてまいりました。

これは仕事、ワークという言葉と、休暇のバケーションを組み合わせた造語でございます。観光地やリゾート地でテレワークをし、働きながら休暇をとる過ごし方のことを言います。市内には、数多くの観光施設、宿泊施設、例えば、やべのもりだとかNIPPONIA HOTELだとか、焚火の森キャンプ場だとかたくさんございます。これらを利用して、長期滞在されることで八女の魅力を知っていただき、少なからず移住・定住につながるのではないかと思います。これに関して、現在、八女市に対して企業、自営業者、これらの方々からの問合せがあるかないかお聞かせください。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

現在、観光施設であります宿泊施設、キャンプ場、こういうところへの企業から、また、事業者からの問合せは1件もございません。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

驚きました。1件もないということでちょっと寂しいなという思いがしました。

実は、長野県でこういう事例を挙げて報道されておりましたけれども、長野県の白馬村というところで宿泊施設とゴンドラリフトの乗車券がセットになった白馬リゾートテレワーク宿泊パッケージプラン、えらい長いですけども、結局、宿泊施設とゴンドラ施設が乗車券が一緒になって誘致をしようと、会社からこの宿泊地に泊まっていたらこういったものがありますよという、こういうものを提供してあるんですけども、これは物すごく問合せがたくさんあって、えらい繁盛しているというような報道でございます。だから、こういうものを使えば八女市の宿泊施設も常に満杯になっていいんじゃないかと思いましたがけれども、問合せが1件もなく、しかも大体スムーズな運営ができていますということでございますので、これはちょっといいかなという思いがあって残念なケースでございます。ところが、そんな中におきまして、私は立花町でございますので、夢たちばなビレッジというキャンプ場がございます。こちらは、夏には物すごく利用客が多いんですけども、冬場の利用が少なくて苦慮されております。そういうふう聞いておりますが、実際のところ、課長、どのように把握されておりますか、お聞きいたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

先ほど冬場の閑散期ということでの御質問ですが、まず、今お話にありましたビレッジ、こちらの状況からいきますと、実はこのコロナ禍において、自然を好まれるという個人のお客様が非常に増えております。また、ここ数年のキャンプ熱によりまして、現状としては大きな減少にはなっておりません。特に、ビレッジにおきましては、オートキャンプ場という区画を持ってあると思うんですが、一昨年、オートキャンプ場に、12月、1月、2月の3か月間で約26件の申込み、宿泊がございました。ところが、昨年はこの3か月で167件の宿泊になっております。

ですから、時代のニーズによって、キャンプ場とか宿泊の施設も変わってくるのではないかというのが現状です。ただし、議員がおっしゃったように、宿泊棟やバンガロー、こちらについては、一昨年から昨年にかけて、12%の減という状況でございます。ですから、ニーズに合わせたところでの利用ということでうちも分析していきながら進めているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

実は、このビレッジにはバンガローが幾つかございますが、かなり老朽化しております。それで、このバンガローをもう1回補修、それから解体で建て直すという考えもございますが、こういった冬場の利用度が落ちる時期に、ずっと言っております地域の労働力を確保す

るという考え方で、大体ワーケーションというのはテレワークというのが主流でございますけれども、この立花町集落については、農業とバケーションを合わせて農業のワーケーションという、これ新たにつくりましたけれども、そういった名前で施設の有効利用を考えることはできないでしょうかと、ちょっと私思いましたけれども、こういったバンガローをもう1回建て直して冬場にワーケーションで来られる方々に長期滞在していただいて、地域の労働力確保に貢献していただくという、このような考えはいかがでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員が今おっしゃったように、新しい就労の形、また、観光施設の有効活用ということでの御提案かと思われます。建て替えとかそういうものにつきましては、また、今後場所を見ながらとか修繕という形になると思うんですが、今言われた新しい観光施設の活用方法の1つとして、今後考えていく必要があると思います。

ただし、ワーケーションというのは、先ほどおっしゃったようにテレワークという形になると思うのですが、やはりWi-Fiといわれる無線の環境であったり、そういうのが公共の無料Wi-Fiではなくて、VPNを使った単独のセキュリティの高いやつですね、こういう設備を作る必要がございます。ですから、費用対効果ではないのですが、幾らかけてどのくらいの方がお見えになって収益がどのくらい上がるという形での試算を基に研究させていただきたいと思います。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

その辺のところは検討されて、ぜひ前向きによろしく願いいたします。

今回はこの生産年齢人口というものについてお聞きしました。実は、私がちょっと調べたところによりますと、ゼロ歳から14歳の年少人口といいますけれども、この人口につきましては、八女市は転出よりも転入のほうが多いという、ちょっと私が調べたときにそういう数字が出てきたんですけれども、これは本当のことかどうかちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、そういうことで私はどちらかというと、この生産年齢人口をお伺いしたわけでございます。まず、ゼロ歳から14歳の年少人口について転入の方が実際に多いのかどうか、ちょっとこの辺をお聞かせください。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

今回の議員の一般質問の資料の中で、1年間の転入者の数と、そのうち生産年齢の人口ということで、資料の配付をさせていただいたところがございますが、それと合わせまして、今議員御質問ありましたゼロ歳から14歳の人口の動態はどういうふうになっているかという

こととございますが、数字を公表させていただきますと、昨年1年間でゼロ歳から14歳の転入者が251名、同じくゼロ歳から14歳の転出者が195名ということで、転入超過の現状となっておりますのでございます。

また、この状況は同じく令和元年度においてもゼロ歳から14歳は転入超過、平成30年度におきましても転入超過、平成29年、平成28年にさかのぼってもこの世代は転入超過の状況が続いているということでございますので、これは平成27年から総合戦略におきまして、人口減少対策にしっかり取り組んでまいりました結果が、こちらの中の数字で表れているんじゃないかと分析をいたしているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

やっぱり間違っていなかったということで、えらい勇気づけられました。生産年齢人口がどんどん減少していく中にありながら、もちろんゼロ歳から14歳もずっと減ってはきていますけれども、転入のほうが多いということで、これを生産年齢人口のほうにも当てはめることが少しでもできれば人口減少も緩和になって維持できるのではないかとということでございます。

新型コロナウイルスが蔓延して、世界的にライフスタイルの変化が今後も続いていくと考えられます。刻々と変化する時代の波を捉え、この施策もどんどん変えていかなければならないと思っております。近隣の市町村と同じ施策をしていたんでは、この人口減少も止めることはできません。八女市の独創的で建設的な前向きな施策を今後も続けるということで、この総合戦略が前向きなもので、3万3,000人だったですかね、40年後にこれが維持できるというものになっていく、また、維持というかそれよりもたくさん人口を残すことが目標でございますので、これを目標にどうぞ頑張ってくださいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

5番橋本正敏議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会期日程に従い、明日10日は議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時12分 散会